

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

改正後	現行
<p>(様式第2-6号)</p> <p style="text-align: right;">長野県</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方</p> <p>農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や過疎化の進行により集落機能が低下し、農地、農業用水路、農道等の農業資源の保全管理が困難となり、多面的機能の発揮に支障が生じつつある。そのため、農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の質的向上に資する活動への支援を行い、農業の多面的機能の維持・発揮を促進していくことが重要である。</p> <p>本県では、「長野県食と農業農村振興計画（第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度、第3期：平成30年度～令和4年度）」において、農山村の多面的機能の維持と環境保全を図るため、農地・農業用水等の農村資源の適切な保全管理や、安らぎの場となる農村環境を保全するための地域活動を促進することとし、多面的機能支払や中山間地域農業直接支払を重要な施策として位置付け取組を推進してきた。</p> <p><u>令和5年度からは、第4期長野県食と農業農村振興計画（令和5年度～令和9年度）における達成指標（令和9年度目標）として、地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積を50,200haに設定し、地域の共同活動による取組を支援していく。</u></p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 地域資源の基礎的保全活動</p> <p>地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。</p> <p>なお、実践活動のうち、施設の適正管理、側溝の泥上げ、ため池の泥上げ及び附帯施設の適正管理については、点検・機能診断に基づいて各活動項目に含まれる必要な活動を実施する。</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、該当する活動を一つ以上選択し毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。</p> <p><u>ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。</u></p>	<p>(様式第2-6号)</p> <p style="text-align: right;">長野県</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方</p> <p>農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や過疎化の進行により集落機能が低下し、農地、農業用水路、農道等の農業資源の保全管理が困難となり、多面的機能の発揮に支障が生じつつある。そのため、農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の質的向上に資する活動への支援を行い、農業の多面的機能の維持・発揮を促進していくことが重要である。</p> <p>本県では、「長野県食と農業農村振興計画（第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度）」において、農山村の多面的機能の維持と環境保全を図るため、農地・農業用水等の農村資源の適切な保全管理や、安らぎの場となる農村環境を保全するための地域活動を促進することとし、多面的機能支払や中山間地域農業直接支払を重要な施策として位置付け取組を推進してきた。</p> <p>平成30年度からは、第3期長野県食と農業農村振興計画（平成30年度～令和4年度）における達成指標（令和4年度目標）として、地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積を49,800haに設定し、地域の共同活動による取組の拡大を推進していく。</p> <p>(追記)</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 地域資源の基礎的保全活動</p> <p>地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。</p> <p>なお、実践活動のうち、施設の適正管理、側溝の泥上げ、ため池の泥上げ及び附帯施設の適正管理については、点検・機能診断に基づいて各活動項目に含まれる必要な活動を実施する。</p> <p>イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、該当する活動を一つ以上選択し毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。</p> <p>(追記)</p>

改正後

現行

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活動	105 異常気象時の施設操作
活動内容	・大雨時等の水路等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。 ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼動する等により、排水ブロック外に排出すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた水路等について、洪水、台風、地震時等に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。

④ (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

本県の農地維持支払交付金の交付単価については、次に示す交付単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの 交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	240円	120円

(3) (略)

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活動	105 異常気象時の施設操作
活動内容	・大雨時等の水路等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。 ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼動する等により、排水ブロック外に排出すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた水路等について、洪水、台風、地震時等 <u>〔削除〕が収まった後</u> に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。

(削除)

④ (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

本県の農地維持支払交付金の交付単価については、次に示す交付単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの 交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	240円	120円
加算単価※1	田	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>
	畑	<u>600円</u>	<u>300円</u>
	草地	<u>80円</u>	<u>40円</u>

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第6の2の(2)に定める小規模集落支援の加算単価で、1小規模集落当たりの交付額は、20万円(うち国の助成10万円)／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円(うち国の助成20万円)／年を上限とする。

(削除)

(3) (略)

改正後

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

- ① (略)
- ② (略)
- ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	30 農用地の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	—

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	31 水路の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・水路法面及びポンプ場や調整施設等の施設やその周辺の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	—

現行

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

- ① (略)
- ② (略)
- ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	30 農用地の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」（ <u>〔削除〕薬剤による地上部の除草</u> ）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	—

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活動	31 水路の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・水路法面及びポンプ場や調整施設等の施設やその周辺の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」（ <u>〔削除〕薬剤による地上部の除草</u> ）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	—

(削除)

改正後

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
活動	32 農道の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活動	33 ため池の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	－

④ (略)

⑤ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

<参考1> (略)

<参考2> (略)

現行

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
活動	32 農道の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」 <u>（〔削除〕薬剤による地上部の除草）</u> を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活動	33 ため池の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」 <u>（〔削除〕薬剤による地上部の除草）</u> を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	－

(削除)

④ (略)

⑤ (略)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

<参考1> (略)

<参考2> (略)

改正後	現行
<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動：地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 活動の説明</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する活動内容</p> <p>30農用地の軽微な補修等</p> <p>①畦畔・農用地法面等</p> <p><input type="checkbox"/>畦畔の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> 降雨による影響等で農用地法面等に侵食や破損が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>②施設</p> <p><input type="checkbox"/>暗渠施設の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農用地の除れき</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>鳥獣害防護柵の補修・設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>防風ネット等の補修・設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防風ネットや防霜施設等の補修を行うこと。又は、新たに防風ネット等を設置すること。 <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 	<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動：地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 活動の説明</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する活動内容</p> <p>30農用地の軽微な補修等</p> <p>①畦畔・農用地法面等</p> <p><input type="checkbox"/>畦畔の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農用地法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> 降雨による影響等で農用地法面等に侵食や破損が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>②施設</p> <p><input type="checkbox"/>暗渠施設の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>農用地の除れき</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>鳥獣害防護柵の補修・設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>防風ネット等の補修・設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防風ネットや防霜施設等の補修を行うこと。又は、新たに防風ネット等を設置すること。 <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」<u>（〔削除〕薬剤による地上部の除草）</u>を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p>(削除)</p>

改正後	現行
<p>イ 水路に関する活動内容</p> <p>31水路の軽微な補修等</p> <p>①水路</p> <p><input type="checkbox"/>水路側壁のはらみ修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>目地詰め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <p><input type="checkbox"/>表面劣化に対するコーティング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>不同沈下に対する早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路に付着した藻等の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面及びポンプ場や調整施設等の施設やその周辺の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>パイプラインの破損施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>パイプ内の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 <p>② (略)</p>	<p>イ 水路に関する活動内容</p> <p>31水路の軽微な補修等</p> <p>①水路</p> <p><input type="checkbox"/>水路側壁のはらみ修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>目地詰め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <p><input type="checkbox"/>表面劣化に対するコーティング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>不同沈下に対する早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路に付着した藻等の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水路法面の初期補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>破損施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>きめ細やかな雑草対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面及びポンプ場や調整施設等の施設やその周辺の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）<u>（〔削除〕薬剤による地上部の除草）</u>」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>パイプラインの破損施設の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>パイプ内の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 <p>（削除）</p> <p>② (略)</p>

改正後	現 行
<p>ウ 農道に関する活動内容</p> <p>32 農道の軽微な補修等</p> <p>① 農道</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 路肩、法面の初期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 □ 軌道等の運搬施設の維持補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 □ 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 □ きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p>② (略)</p> <p>エ ため池に関する活動内容</p> <p>33 ため池の軽微な補修等</p> <p>① 堤体</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 遮水シートの補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 □ コンクリート構造物の目地詰め <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 □ コンクリート構造物の表面劣化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 □ 堤体侵食の早期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。 □ 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 □ きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p>② (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>ウ 農道に関する活動内容</p> <p>32 農道の軽微な補修等</p> <p>① 農道</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 路肩、法面の初期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 □ 軌道等の運搬施設の維持補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 □ 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 □ きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」<u>（「削除」薬剤による地上部の除草）</u>を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>エ ため池に関する活動内容</p> <p>33 ため池の軽微な補修等</p> <p>① 堤体</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 遮水シートの補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 □ コンクリート構造物の目地詰め <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 □ コンクリート構造物の表面劣化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 □ 堤体侵食の早期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。 □ 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 □ きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」<u>（「削除」薬剤による地上部の除草）</u>を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

改正後	現行
<p>(別紙3) (略)</p> <p>(別添) 市町村一覧表 (長野県) (略)</p>	<p>(別紙3) (略)</p> <p>(別添) 市町村一覧表 (長野県) (略)</p>

別添資料

(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針 (要綱基本方針)

(別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

(別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))

(別紙3) 資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動) の対象施設、対象活動に関する指針